

「重点地区における取組のあり方検討部会」の設置について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例第13条第1項の規定に基づき浸水警戒区域の指定を行う地区（重点地区）において、安全な住まい方を早期に実現するための取組のあり方検討を行うため、同条例第36条6項の規定に基づき部会を設置することについて、審議会の意見を求める。

令和2年9月15日

滋賀県流域治水推進審議会会長

## 議第1号について

### 1. 前回（第5回）滋賀県流域治水推進審議会での県提案の部会審議事項

#### ■県提案事項

滋賀県流域治水の推進に関する条例第36条6項の規定に基づき部会を設置し、安全な住まい方を早期に実現するため、重点地区（浸水警戒区域の指定を含む水害に強い地域づくりを優先的に実施する地区）における取組のあり方についてご意見をいただき、施策等に反映する。

【課題1】浸水警戒区域指定までの11段階の取組を行うのに相当な時間（4～5年）を要している。

【課題2】自治会の了承（全会一致）を得ることが地域の合意形成と認識されている。

⇒課題1, 2の結果、浸水警戒区域がすぐに指定されないことで、次のような問題が発生している。

【問題1】浸水警戒区域候補地において、県として安全性を確認しないまま新規家屋等が建築されている。（R2.7時点で確認できた新規家屋数24軒）

【問題2】浸水警戒区域指定が未指定であるため、増改築等があっても嵩上げ支援制度を適用できなかった事例がある（黄瀬1軒）

### 2. 前回（第5回）審議会での議論の結果

- 先ず、地先の安全度マップや区域指定の本質的な目的等を確認した上で、県提案の審議事項の検討を進めていく。（年内取りまとめ予定）
- 必要に応じ、その後以下の2点についての検討も進める。
  - ①条例制定時から大幅に変化している国の施策との整合について
  - ②地先の安全度マップのさらなる活用方策について

### 3. 今後の方針

「重点地区における取組のあり方検討部会」を設置し、重点地区において安全な住まい方を早期に実現するため、課題解決に向けた手法について審議いただく。

年内を目途に審議結果を取りまとめた後に、改めて2の①②についての議論の必要性や部会設置の可否等について審議会でも審議する。

#### **4. 「重点地区における取組のあり方検討部会」設置（案）**

##### **■部会の設置が必要な理由**

安全な住まい方を早期に実現するため、これまでの取組のあり方を早急に再検討する必要があるため。

##### **■部会設置の根拠**

滋賀県流域治水の推進に関する条例第 36 条 6 項の規定に基づき設置。

##### **■部会での審議事項**

重点地区において安全な住まい方を早期に実現するため、課題解決に向けた手法について審議いただき、今後の県施策に反映する。

##### **■今後の予定**

年内に、部会を 2 回程度開催し、取組のあり方についてとりまとめる。

##### **■部会の構成と選定方針**

重点地区での取組に関連する分野の審議会委員で組織する。

特に重点地区での取組や浸水警戒区域の指定に関連する分野の委員を選定

##### **■部会委員の選定**

分野	氏名(敬称略)	部会委員	部会での審議に必要な専門性
土地建物	上田 理子	○	土地価格評価
判例	植平 朋行	○	訴訟の可能性や判例
マスコミ	大杉 成聖		
建築	大村 悟子		
環境	菊池 玲奈		
地域連携	北井 香	○	住民視点の意見
都市計画	小浦 久子	○	まちづくり
防災	多々納 裕一	○	防災全般
河川(堤防)	中川 一		
河川(砂防)	中谷 加奈		
農業	中村 貴子		
気象	西谷 幹生		
文化・歴史	林 倫子	○	地域での水害の歴史や重点地区の現状把握
水防	森 良基		
法律	山下 淳	○	条例等の法解釈



**滋賀県流域治水推進審議会 重点地区における取組のあり方検討部会  
運営要領（案）**

（部会の招集）

第1条 部会長は、滋賀県流域治水推進審議会 重点地区における取組のあり方検討部会（以下「部会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所および議案を委員に通知するものとする。

（議事）

第2条 部会長は、議長として、審議会の議事を整理する。

（所掌事務）

第3条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

重点地区における安全な住まい方を早期に実現するための取組のあり方検討

（部会委員）

第4条 部会の委員は別表のとおりとする。

（会議の公開）

第5条 部会は公開とする。ただし、部会については、部会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

（議決）

第6条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 やむを得ない事由のため、部会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の代理人により表決を委任することができる。

4 前項の場合、第1項の適用については出席したものとみなす。

（雑測）

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長がそれぞれ別に定める。

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表

滋賀県流域治水推進審議会  
重点地区における取組のあり方検討部会 名簿

五十音順（敬称略）

氏 名	所属名・役職
上田 理子	しが不動産鑑定所 滋賀県不動産鑑定士協会
植平 朋行	滋賀県弁護士会 災害復興支援委員会 委員長
北井 香	まちづくりスポット大津 コーディネーター 淡海の川づくりフォーラム実行委員会 委員長
小浦 久子	神戸芸術工科大学 環境デザイン学科 教授
多々納 裕一	京都大学 防災研究所 副所長（教授）
林 倫子	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 准教授
山下 淳	関西学院大学 法学部 法律学科 教授